



令和2年 2月20日

川崎市長 福田 紀彦 様

川崎市環境審議会
会長 藤井 修



川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について（答申）

平成30年7月20日付け30川環調第74号をもって諮問のありました「川崎市環境基本計画の改定の基本的な考え方について」、当審議会では、専門的な審議が必要と判断したことから、川崎市環境基本条例施行規則第14条の2第2項に基づき、総合政策部会を設置し、同施行規則第14条の3に基づき、同部会に付議し、その検討結果を基に、幅広い見地から審議を行いました。

その結果、川崎市環境基本計画について、次の考え方に基づき改定することが妥当との結論を得ましたので、答申いたします。